



みんなで作る  
福祉のまち

## 社協は明日の福祉を支えます…

社会福祉協議会（社協）は、「地域の福祉を推進する団体」として法律に位置づけられており、全国の市町村に設置されています。

登別市社会福祉協議会は、昭和42年12月に社会福祉法人として設立されて以来、誰もが住みなれた地域で安心して生活できる福祉のまちづくりをめざし、地域住民と地域のあらゆる団体・組織の参画と共同によるさまざまな福祉事業の企画と実施に取り組んでいます。

## 社協の組織体制

会員（市民の皆さんが社協の会員です）

評議員、理事は、町内会・民生委員児童委員・学識経験者・福祉団体・福祉事業者等から選出されています。

評議員会

評議員50名

理事会

理事20名

監事2名

事務局

法人運営部門

●総務課 総務係

地域福祉推進部門

地域福祉 ●地域福祉課 地域福祉係

在宅福祉 ●地域福祉課 在宅福祉係

まちづくり ●ふれあい福祉センター

ボランティア ●ボランティアセンター

福祉サービス部門

介護全般 ●介護サービス相談センター

高齢者 ●デイサービスセンター

障がい ●地域活動支援センター

子育て ●ファミリーサポートセンター

福祉団体事務局

●登別市民生委員児童委員協議会

●登別市共同募金会

## 「社協ってどんなところ？」

Q.社協は、市役所の一部なの？

A. 社協＝市役所と思われがちですが、社協は市役所とは別組織です。市民の皆さんや企業・団体等を会員とする非営利の民間組織（社会福祉法人）です。

Q.市内には他にも社会福祉法人があるけど、社協はどこが違うの？

A. 「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と社会福祉法の第109条で定められ、民間団体でありながら、登別市において公共性、公益性をもった市民組織として地域福祉事業を推進しています。

Q.行政（市・道・国）と、社協が行う福祉はどこが違うの？

A. 社協が行う福祉は、行政の制度では対応できない、地域の様々な福祉問題を市民の相互扶助で解決します。社協では、社協会員である地域の皆さんや関係機関等の参画により、様々な福祉問題を取り上げ、話し合い、協力するなど、相互に連携しながら問題解決を図るための活動を進めています。

Q.社協の財源は？

A. 社協が活動する上で必要な財源は、主に毎年1世帯あたり100円のご協力をいただいている「社協会費」や、「赤い羽根共同募金」・「歳末たすけあい募金」・「寄附金」・行政からの「補助金」等があります。



## 社協の主な事業

まちづくり

### 福祉何でも相談事業（ふれあい福祉センターの運営）

自分一人や家族で抱えている悩み・心配ごとも、誰かと一緒なら一歩踏み出せるかもしれません。暮らしの悩み・心配ごとなど、お気軽にご相談ください。相談員が問題解決に向けてお手伝いします。電話による相談もお受けします。

【相談日】 月～金曜日 9:00～17:30

【相談内容】 福祉のこと・生活のこと・介護のこと・健康のこと・障害のこと・子育てのこと・教育のこと・各種制度のことなど何でも相談に応じています。



地域福祉

### きずな推進事業

市民のための福祉活動計画である地域福祉実践計画「きずな」の具体的推進のために、きずな運営委員会の実施や、きずなまちづくり助成事業等を通し、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の効果的な推進を図ります。



地域福祉

在宅福祉

### 住民福祉活動の推進

誰もが住み慣れた地域で、いきいきと元気に暮らしていくために小地域ネットワーク活動等、地域の中で支えが必要な方々の生活を地域住民同士で見守り支え合う活動を推進しています。



地域福祉

### ふれあい子育てサロン・いきいきサロンの推進

「無理なく・楽しく・話して笑える時間と場所づくり」を合言葉に、地域のみなさんの参加・協力による、『ふれあいサロン』を広めます。

【サロンの種類】

- ふれあい子育てサロン 子育て中の親と子が集まって交流を深めます。
- ふれあいいきいきサロン 高齢者の生きがいづくり等の場として開催します。



ボランティア

### ボランティアセンターの運営

市民のボランティアに対する理解と関心を深め、ボランティアの育成・支援を行います。

【具体的事業】

#### ●「福祉の学習」の推進

市民のみなさんを対象にした福祉講座の開催や、地域住民や活動実践者との協働による総合的な学習の時間等への協力等を行います。

#### ●ボランティア体験事業

1年を通し毎年30以上の関係機関にご協力いただき、ボランティア体験事業を実施します。



高齢者

### 通所介護事業（デイサービスセンター）

介護保険制度で要介護認定を受け、要支援・要介護度の被保険者証をお持ちの方などを対象に、通所介護サービスを提供します。ゆっくり安心して入れるお風呂、健康に配慮したお食事。いつも笑いのたえない仲間とのおしゃべり。来てくれてありがとう！そんな感謝の気持ちでお迎えします。

【営業日】 月～土曜日（日曜日・年末年始は休業）



高齢者

障がい

### 配食サービス事業

調理や買い物が困難な高齢者や障がいをもつ人などを対象に、食への関心と自立支援を目的として、栄養バランスの良い温かい夕食をお届けします。

【提供内容】 夕食の配食／月～土曜日（日曜日・年末年始を除く）  
普通食・治療食・おかずのみ



介護全般

### 居宅介護支援事業

介護保険の受け方がわからない？そんな疑問や不安、介護サービスに関する相談をお受けします。ケアプランの作成、申請手続きの代行などお手伝いします。

【営業日】 月～金曜日 9:00～17:30



障がい

### 地域活動支援センター事業

障がいを抱えている方で、日常生活が自立し、雇用・就労が困難な方を対象に、社会への参加と交流を広げるため、創作的活動・社会適応訓練等を行う機会や場所を提供します。

ボランティア講師や支援員が陶芸・カラオケ・パソコン等、みなさんに楽しんで活動いただけるようお手伝いします。

【営業日】 月～金曜日（年末年始・土日祝日は休業）

【委託事業】



子育て

### ファミリーサポートセンター事業

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、お手伝いしたい人（提供会員）が集まって、地域のみなさんで子育てをお互いに助け合う活動を行います。

子育て中の方、子育てを終え支援を行いたい方など、是非会員になって住民相互の活動に参加しませんか。アドバイザー・サブリーダーがみなさんからのご連絡をお待ちしています。※会員登録は無料です。

【委託事業】



## 社協の事業

### 地域福祉推進部門

地域福祉・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉何でも相談事業（ふれあい福祉センターの運営）</li> <li>● きずな推進事業</li> <li>● 住民福祉活動の推進</li> <li>● ふれあいいきいきサロン・ふれあい子育てサロンの推進</li> <li>● 広報啓発事業</li> <li>● 日常生活支援事業（地域福祉権利擁護事業）</li> <li>● 生活福祉資金貸付事業</li> <li>● たすけあい金庫貸付事業（応急援護資金）</li> <li>● 交通災害遺児見舞金支給事業</li> <li>● 歳末見舞金支給事業</li> <li>● 子育て支援推進事業</li> <li>● ふれあいフェスティバルの開催</li> </ul>	在宅福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護福祉機器貸出事業</li> <li>● 介護福祉車両貸出事業</li> <li>● ふれあい会食会事業</li> </ul>
		法人経営	<h4>法人経営部門</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 役員・社協事務局体制の強化</li> <li>● 会務の運営</li> <li>● 会員会費制推進事業</li> <li>● 登別市社会福祉大会の開催</li> <li>● 基金造成事業の実施</li> </ul>
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティアセンターの運営</li> <li>● 「福祉の学習」の推進</li> <li>● ボランティア体験事業</li> <li>● ボランティア需給調整事業</li> <li>● 出前福祉講座事業の実施</li> <li>● ボランティアアドバイザー研修事業</li> <li>● ボランティア情報誌の発行</li> </ul>	高齢者	<h4>福祉サービス部門</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 居宅介護支援事業</li> <li>● 通所介護事業（デイサービスセンター）</li> <li>● 配食サービス事業</li> </ul>
		子育て	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域活動支援センター事業</li> <li>● ファミリーサポートセンター事業</li> </ul>
		受託	<h4>福祉団体事務局</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 登別市民生委員児童委員協議会事務局</li> <li>● 登別市共同募金会事務局</li> </ul>

## 社協は会費・寄付金など市民のみなさんの参加と協力により成り立っています

社会福祉協議会は市民の皆さんからの温かい会員会費や寄付金を大きな財源として地域福祉活動を推進しています。誰もが安心して生活できる登別になるよう、皆さんの温かいお気持ちをお待ちしております。



会員会費	<p>社協活動への会員参加として継続的に協力していただくものです。個人・企業・団体を問わず多くの方の加入をお願いしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般会費 一世帯あたり 100円</li> <li>● 特別賛助会費 一口 1,000円</li> </ul>
寄付金	<p>「社会福祉のために…」 「開店・創立を記念して…」 などさまざまな機会に市民のみなさんより善意の寄付をいただいています。また、「チャリティーの収益…」 や「日頃お世話になったお返しに…」 といった寄付も増えています。</p>
福祉基金造成事業	<p>福祉活動の基金造成事業として、市内3地区（幌別・鷺別・登別）において、市民演芸大会、ふれあいの夕べ（ビールパーティー）などの事業を行っています。運営はすべて町内会や福祉関係者の皆さんがボランティアで協力いただいています。</p>

※社協に対する寄付金は、税制上の寄付金控除の対象になります。詳しくはお電話等でお問い合わせください。



●バス停しんた21前下車 ●JR幌別駅より車で5分

## 社会福祉法人 登別市社会福祉協議会

〒059-0016 登別市片倉町6丁目9番地1

登別市総合福祉センターしんた21内

☎ 0143-88-0860 / FAX 0143-88-4546

HP : <http://kizuna-shakyo.main.jp/> E-mail : [info@kizuna-shakyo.main.jp](mailto:info@kizuna-shakyo.main.jp)

ふれあい福祉センター  
☎ 0143-88-0860

ボランティアセンター  
☎ 0143-88-2080

ファミリー  
サポートセンター  
☎ 0143-85-0033

デイサービスセンター  
(介護保険通所介護)  
☎ 0143-85-0101

地域活動支援センター  
☎ 0143-85-0101

介護サービス相談センター  
(居宅介護支援事業所)  
☎ 0143-88-0860

 このパンフレットは一部共同募金の配分金によって作製しています。